

令和5年度ものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業  
(セミナー・専門家派遣・マッチング) 委託業務処理要領

1 目 的

この要領は、委託者が受託者に委託するものづくり産業におけるグリーン・デジタル推進事業(セミナー・専門家派遣・マッチング) 委託業務の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務目的

「ゼロカーボン北海道」や「Society5.0 推進計画」に対応し、道内ものづくり企業の脱炭素・DX推進による生産性向上及び競争力強化を図るため、セミナー・相談会の開催、企業への専門家派遣やマッチングを開催し、新分野参入、技術開発や販路拡大への取組を支援する。

3 業務内容

(1) 脱炭素・DX推進セミナー・相談会の開催

ものづくり企業の脱炭素、DX推進をテーマとしたセミナー及びセミナー後に個別相談会を開催し意識の醸成を図る。事業の周知は、リーフレットの作成・配布やWEBでの周知等により道内ものづくり企業等に幅広く展開する。また、遠方企業の参加を促進するため、会場を借り上げ、参加者を集めて開催するリアル開催とオンラインの併用とする。

[場 所] 札幌市内

[回 数] 脱炭素、DX推進 それぞれ1回(1回あたり約2時間30分)

[開催方法] リアル・オンライン併用

[開催時期] 令和5年(2023年)11月末までに実施

[周 知] 道内ものづくり企業等への周知

【周知例】リーフレットの作成、WEBによる周知 など

[参加者数] セミナー：各回 100名程度(オンライン参加も含む)

相 談 会：各回 6社程度

[内 容] ① 講 演

各テーマにおいて、ものづくり企業を対象としたセミナー開催やコンサルタント等の実績を持つ講師による講演。

【講演例】

- ・ 法改正などものづくり企業を取り巻く環境(各テーマ共通)
- ・ 国、道や市町村の補助金など支援制度の紹介(各テーマ共通)
- ・ サプライチェーンに求められる脱炭素対応(脱炭素)
- ・ DX成功パターンの策定(DX) など

※講演例以外でも、脱炭素、DX推進をテーマとした内容であれば可とする。

② 相談会(60分程度)

1社20分の予約制とし、2名体制で対応。相談内容は事前に確認し、内容により相談対応が可能な知見を有する者(講師含む)が対応する。

## (2) 専門家派遣

脱炭素化やデジタル化に意欲的に取り組もうとするものづくり企業に専門家を派遣し、生産性向上や製品開発を支援することで経営基盤の強化を図り、持続的な発展を支援する。専門家は、企業の課題に応じた分野で選定、登録を行い、企業に派遣。課題の洗い出しや解決に向けた効果的な指導・助言を実施する。

[対 象] 道内ものづくり企業6社程度を選定する

[回 数] 各社3回程度

訪問は3回程度とし、追加指導が必要な場合はリモートやメール等で対応。

※支援企業の地域が偏在しないよう配慮すること。

[専 門 家] 各テーマにおいて実績のあるコンサルタント、試験研究機関の研究者等

[支援内容] 【支援例】

- ・ デジタル技術を活用した生産工程の省力化、品質管理、デザインの向上や市場分析など
  - ・ D X推進のための計画策定への支援
  - ・ 自社のCO<sub>2</sub>排出量測定、削減計画策定への支援
  - ・ 取引先からのCO<sub>2</sub>削減要請への対応支援
  - ・ サプライチェーンを意識した脱炭素化に向けた戦略策定の支援 など
- ※支援例以外でも、脱炭素化、D X推進に関する内容であれば可とする。

## (3) 食品製造事業者とのものづくり企業のマッチング

本道が優位性を持つ「食」分野において、道内ものづくり企業の参入を促進するため、食品製造企業、食関連機械商社とのマッチングを実施する。

[場 所] 道央圏、道北圏、十勝圏及び道南圏

[回 数] 10回（道央圏4回、その他各2回）

[時 間] 1回あたり2時間程度

[企 業 数] 1回あたりの参加企業数

ものづくり企業（食品製造企業を除く） 4社程度

食品製造企業、食関連機械商社等 合計4社程度

[実施内容] 【実施例】

- ・ 会場にものづくり企業のブースを設置する展示会方式  
※パネルやリーフレットの作成及び搬入費用は原則、参加企業の負担。
  - ・ 食品製造企業をものづくり企業や食関連機械商社等が訪問し、製造現場の課題を把握する食品企業見学方式
  - ・ 食品製造企業、食関連機械商社等と道内ものづくり企業が一堂に会し、意見交換を行うワーキンググループ方式 など
- ※実施例以外でも、参加者のニーズ等を踏まえ、マッチングにつながる内容であれば可とする。

※（1）～（3）について、参加者へのアンケート（理解度・満足度など）を実施すること。

※ 実施にあたっては、新型コロナウイルス等の感染状況に応じて適切な措置を講じること。

また、セミナー等において「北海道エコイベント指針」に基づいて実施するなど、環境配慮に取り組むこと。

#### (4) 事業実施報告書の作成及び提出

##### ① 事業実施報告書

上記(1)～(3)の業務に関する報告書(アンケートの結果も含む):紙媒体1部及び電子媒体1部

※パネルや写真など準備段階で得たデータも電子媒体により提出する。

※提出期限:令和6年(2024年)2月29日(木)

※著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

#### 4 業務処理計画書について

受託者が、契約書4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。

- ・業務処理計画書(別記第1号様式)

#### 5 実績報告等及び概算払について

(1) 受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実績報告等については、次のとおりとする。

ア 実績報告書(別記第2号様式)

イ 収支精算書(別記第3号様式)

(2) 受託者が、契約書第13条の規定に基づき提出する概算払の請求書等は、次のとおりとする。

ア 概算払請求書(別記第4号様式)

イ 収支計画書(別記第5号様式)

#### 6 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを委託者に提出するものとする。

#### 7 再委託について

次の要件を満たす場合は、契約書第3条ただし書に基づき再委託を行うことができるものとする。

(1) 再委託をさせようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。

(2) 再委託させることの合理的理由があるとき。

(3) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

#### 8 その他

(1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症などの影響により委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。